

ひとりでも、グループでも、できることから  
「環境にやさしい農業」に取り組んで

# みどり認定

MI DO RI

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用  
低減などに取り組む農業者の認定制度が始まっています!

## 認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。
- 「環境にやさしい農業」への取組を消費者にアピール。



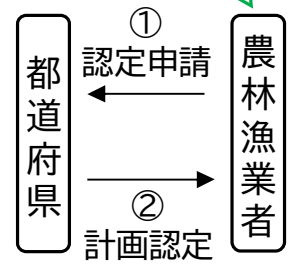
## 今後のメリット

- 「環境保全型農業直接支払交付金」等は、令和9年度を目標に「みどり認定者」による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することが検討されています。
- 今後、国の支援が「みどり認定者」中心になる可能性も。

# 「みどり認定」を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- そこで、環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、令和4年に「みどりの食料システム法」が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を県が認定し、各種支援措置を講ずることとしています。

グループ申請も可能です！



## 「環境負荷の低減」の取組例

- 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- 燃油の使用低減や水稻中干し期間の延長など、温室効果ガスの排出削減
- バイオ炭の農地施用、農業用プラスチックの排出削減 など

## 「みどり認定」の主なメリットは？

### メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

青色申告を行う農業者は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる機械・施設を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。

- 機械など：取得価額×32%
- 建物など：取得価額×16%

#### <税制特例の対象機械>



税制対象一覧はこちら↑



水田用除草機



堆肥散布機

#### 特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



### メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金 畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など多数



対象事業はこちら↑

### メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます！

例えば「農業改良資金」の場合、

- 借入限度額：個人 5,000万円、法人・団体 1億5,000万円
- 借入金利：無利子
- 償還期間：12年以内

◎みどり認定の申請と併せて、日本政策金融公庫青森支店にもお早めに御相談ください。

# 農産物の環境負荷低減の取組を「見える化」してみませんか？

消費者に環境への負荷の低減が図られた農産物を選択してもらえるよう、「温室効果ガスの削減への貢献」と「生物多様性保全への配慮」を星☆の数でラベル表示する「見える化」が始まっています。



## <見える化対象品目：24品目>

栽培方法	対象品目
露地栽培のみ	米、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、りんご、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、いちご
両栽培方法とも対象	トマト、キュウリ、なす、ピーマン、温州みかん、ぶどう

### ✓ 温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

- ★ : 削減貢献率 5%以上
- ★★ : " 10%以上
- ★★★ : " 20%以上

### ✓ 消費者への分かりやすい表示

令和8年6月の本格運用以降、全国延べ1,000か所以上で販売。

#### <取組者の声>



みえるらべる貼付後、貼付前と比較して販売数が約1.6倍、売上額が約1.7倍になった。(生産者)



今まで消費者に伝えられなかった栽培の工夫や商品価値を表現することができた。(小売事業者)

### ✓ 生物多様性保全への配慮

※米に限る

生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示。

- ★ : 取組の得点 1点
- ★★ : 取組の得点 2点
- ★★★ : 取組の得点 3点以上

#### <取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

冬期湛水



出典；宮城県大崎市 蕪栗沼 (本調査時の受領資料より)

魚の保護



出典：滋賀県「魚のゆりかご水田プロジェクト-2. 湖岸と水田と魚の関係の移り変わり」

## <見える化に取り組むには>

算定シート入手

栽培データ等の入力

農林水産省への報告

ラベル表示

まずはホームページからお申込み。



お持ちの生産記録で簡単に算定できます。

算定結果を御報告ください。登録番号を付与します。

商品やチラシなどに是非ラベル表示してください。

## 御存じですか？「あおもりの環境にやさしい農業推進プラットフォーム」

青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」に開設している当プラットフォームでは、県内で有機農産物や特別栽培農産物など、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産者や、それらの農産物の販売店情報、イベント情報などを紹介しています。当プラットフォームを通じて、環境にやさしい農業の取組者同士や販売店、消費者との交流が生まれ、取組が広がっていくことを目指しています。

農なび青森

検索



# 「みどり認定」の申請窓口・問合せ先

## 東青地域

- **東青農林水産事務所**（農業普及振興室・林業振興課）  
〒030-0861 青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階  
TEL 017-734-9960 / E-mail hi-nosui@pref.aomori.lg.jp
- **東青農林水産事務所 青森水産事務所**（水産普及課）  
〒030-0901 青森市港町2丁目22-4  
TEL 017-765-2521 / E-mail ao-suikai@pref.aomori.lg.jp

## 中南地域

- **中南農林水産事務所**（農業普及振興室・林業振興課）  
〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎3階  
TEL 0172-32-7223 / E-mail ch-nosui@pref.aomori.lg.jp

## 三八地域

- **三八農林水産事務所**（農業普及振興室・林業振興課）  
〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2階  
TEL 0178-27-4024 / E-mail sa-nosui@pref.aomori.lg.jp
- **三八農林水産事務所 八戸水産事務所**（水産普及課）  
〒039-1161 八戸市大字河原木字北沼1-131 みなと分庁舎3階  
TEL 0178-21-1185 / E-mail ha-suisan@pref.aomori.lg.jp

## 西北地域

- **西北農林水産事務所**（農業普及振興室）  
〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎2階  
TEL 0173-35-5727 / E-mail ni-nosui@pref.aomori.lg.jp
- **西北農林水産事務所**（林業振興課）  
〒038-2761 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37  
TEL 0173-72-6613 / E-mail ni-nosui@pref.aomori.lg.jp
- **西北農林水産事務所 鰺ヶ沢水産事務所**（水産普及課）  
〒038-2761 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37  
TEL 0173-72-4300 / E-mail aj-suikai@pref.aomori.lg.jp

## 上北地域

- **上北農林水産事務所**（農業普及振興室・林業振興課）  
〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎2階  
TEL 0176-23-5388 / E-mail ka-nosui@pref.aomori.lg.jp

## 下北地域

- **下北農林水産事務所**（農業普及振興室・林業振興課）  
〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8 むつ合同庁舎新館3階  
TEL 0175-22-3211 / E-mail sh-nosui@pref.aomori.lg.jp
- **下北農林水産事務所 むつ水産事務所**（水産普及課）  
〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8 むつ合同庁舎新館2階  
TEL 0175-22-9732 / E-mail mu-suisan@pref.aomori.lg.jp

注) 環境負荷低減活動を行う市町村を所管する農林水産事務所に申請してください。  
例えば、青森市浪岡にお住まいの方が黒石市で活動する場合、申請先は中南農林水産事務所になります。

「みどり認定」について  
詳しくは…

- **青森県 農林水産部 農産園芸課 環境農業グループ**  
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 青森県庁 北棟5階  
TEL 017-734-9353 / E-mail noen@pref.aomori.lg.jp  
県ホームページも御覧ください。→

みどり認定 青森県

検索

